

**国見町事務執行適正化第三者委員会報告
に対する
対応策等の説明会**

第三者委員会が指摘する 高規格救急車事業の問題点とは？

事業計画の不備

防災ゼリー事業や高規格救急自動車研究開発事業（以下「本事業」という）で最も問題となるのは、事業計画の不備です。いずれも高額な費用を要しているにもかかわらず、事業目的や達成方法、その効果などについての事前の十分な検討がなされていませんでした。

プロポーザルの期間と期限

高規格救急自動車の開発目的は、救急自動車市場が少数の企業に支配している状態を打破することでした。しかし、複数の企業が参入を検討するための十分な時間がなく、結果的にワンテーブルだけが応募する形になりました。これが官製談合の疑いを生んだ原因となっています。

財源利用に関する問題

本事業の財源は、寄附金や交付金を活用しています。自主財源を用いていないことから、厳しく吟味がされていませんでした。特に企業版ふるさと

納税は寄附者が寄附の用途を指定できるため、その要求に沿った事業を進めざるを得ない側面がありました。また、単年度に支出せず、リース事業の進捗に応じて次年度に繰り越すなどの対応も考えるべきでした。

運営体制の問題

高額な予算支出を伴う長期的な事業は、本来、チームとしての対応が必要でしたが、実質的に1人の職員が担当しており、この体制は企業側の意向に引きずられる危険性を孕んでいました。

また、ワンテーブルとのやり取りもSNSを通じた非公式な手段を用いるなどずさんでした。公務におけるスマートフォンやSNSの使用の規定が整備されていなかったことも、問題の一因です。

住民への説明と事業評価の不備

国見町は新聞報道後に住民説明会を実施しましたが、本事業のような大規模な事業の場合、事業開始前に行

われるべきものでした。住民に十分な説明を行い、理解を得ることが欠けていた結果、後に報道を見た住民の不安や疑問が広がったと考えられます。

また、本事業の効果・問題点について十分な事業評価が行われていませんでした。

監視体制の不十分さ

本事業のような大規模な事業にもかかわらず、内部会議などで全体での共有や協議がなされず、内部での実質的な議論が欠如していました。また、議会は詳細な検討を行わないまま予算を可決しています。さらに、監査委員の監視も不十分でした。

仕様書の問題

仕様書作成の担当者は高規格救急自動車の知識がなく、外部の情報や他の救急自動車の仕様書を参考に作成をしていました。結果的にワンテーブルが特定の救急自動車を提案し、仕様書もそれに沿った内容になったことから、手続きの公正性・透明性を欠くものであったと考えられます。



▲記者会見を行う鈴木委員長

第三者委員会による事実関係のまとめ（抜粋）

平成 29 年 12 月

復興庁から事業委託を受けた株式会社日本総合研究所（東京都品川区）の担当者の紹介で国見町職員がワンテールの事業報告会に参加。

平成 30 年 8 月

ワンテールと国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）との連携による BOSAI SPACE FOOD PROJECT（防災分野における新たな事業創出を目指すプロジェクト。以下「BSFP」という。）が始動し募集を開始。

平成 30 年 11 月

国見町は BSFP のプロジェクトパートナーに応募し、防災教育の推進と地域の一次産業の活性化を両立する備蓄品開発を提案。

平成 31 年 3 月

国見町が BSFP に事業提案し、パートナーとして採択される。

令和元年 8 月

BSFP の一環で、国見町、ワンテール、JAXA の共同による「キッズ防災教室」を国見小学校で開催。

令和 2 年 2 月

「BSFP 報告会・戦略検討会議」を開催。国見町、ワンテール、JAXA、経済産業省東北経済産業局、国立健康・栄養研究所などが参加。

令和 2 年 7 月

ワンテールから945万円の企業版ふるさと納税の申し出があり、寄附採納式を行う。

令和 2 年 8 月

読売新聞社と防災ゼリー（りんご味）の製造・プロモーション支援の委託契約を結ぶ。委託料 1903 万円。国見町が「スーパー防災都市創造プロジェクト」に参加することを表明。

令和 2 年 9 月

国見町議会が防災ゼリー（もも味）の事業費 1500 万円の補正予算を可決。

令和 2 年 11 月

引地真町長が就任

令和 2 年 12 月

9 月議会で可決された防災ゼリー（もも味）の製造委託契約をワンテールと結ぶ。委託料 1500 万円。

令和 3 年 2 月

経済産業省の補助を受けてワンテールが実施した「スーパー防災都市創造プロジェクト」に北海道厚真町、北海道余市町、宮城県亘理町、岡山県西粟倉村とともに参加。

令和 3 年 3 月

国見町議会は、国見町官民共創コンソーシアム事業の委託料 4000 万円を含む令和 3 年度当初予算を可決。

令和 3 年 4 月

内閣府は、「国見町官民コンソーシアムによる地域再生計画」及び「国見町まち・ひと・しごと創生総合戦略計画」を認定。

令和 3 年 11 月～

国見町職員がワンテールとの間で情報交換を行うため、facebook メッセージグループを作成。以後、メッセージグループ上でワンテールとのやりとりが行われる。令和 4 年 1 月には、ワンテールに助言を受けようと公募前の「プロポーザル実施要領（案）」を送信。

令和 4 年 1 月

国見町官民共創コンソーシアム事業のプロポーザルの公募を開始。ワンテール 1 社から応募があり、提案を採択し、委託契約を結ぶ。委託料 2000 万円。

令和4年 2月

ワンテールと“未来志向によるまちづくり”などを目的とした包括連携協定を結ぶ。
企業Aから「災害・救急車両の研究開発・製造」のため、企業版ふるさと納税3億5700万円が納付。

令和4年 3月

国見町議会は、「国見町まち・ひと・しごと創生推進基金条例」を可決。
国見町官民連携コンソーシアム委員会を開催し、国見町と13企業が参加。

令和4年 4月

ワンテールに「国見町官民共創コンソーシアム業務」を委託した。委託料4000万円。また、「地力創造アドバイザー業務」を委託した。委託料560万円

令和4年 7月

ワンテールがベルリングの救急自動車（C-CABIN）を町役場駐車場に持参し、見学を行った。企業Bから「災害・救急自動車両の研究開発・製造」のため、企業版ふるさと納税1500万円が納付

令和4年 8月

企業Cから「災害・救急自動車両の研究開発・製造」のため、企業版ふるさと納税6000万円が納付。

令和4年 9月

国見町議会は、高規格救急自動車研究開発事業費4億3210万円を含む補正予算を可決。

令和4年11月～12月

「高規格救急自動車研究開発等業務」についてプロポーザルの公募を開始。ワンテール1社から応募があり、提案を採択し、委託契約を結んだ。委託料4億3208万円。

令和5年 2月～

河北新報が高規格救急自動車事業などの記事を連日、掲載。また、ワンテール元社長の不適切発言の音声データをインターネットで公開した。

令和5年 3月

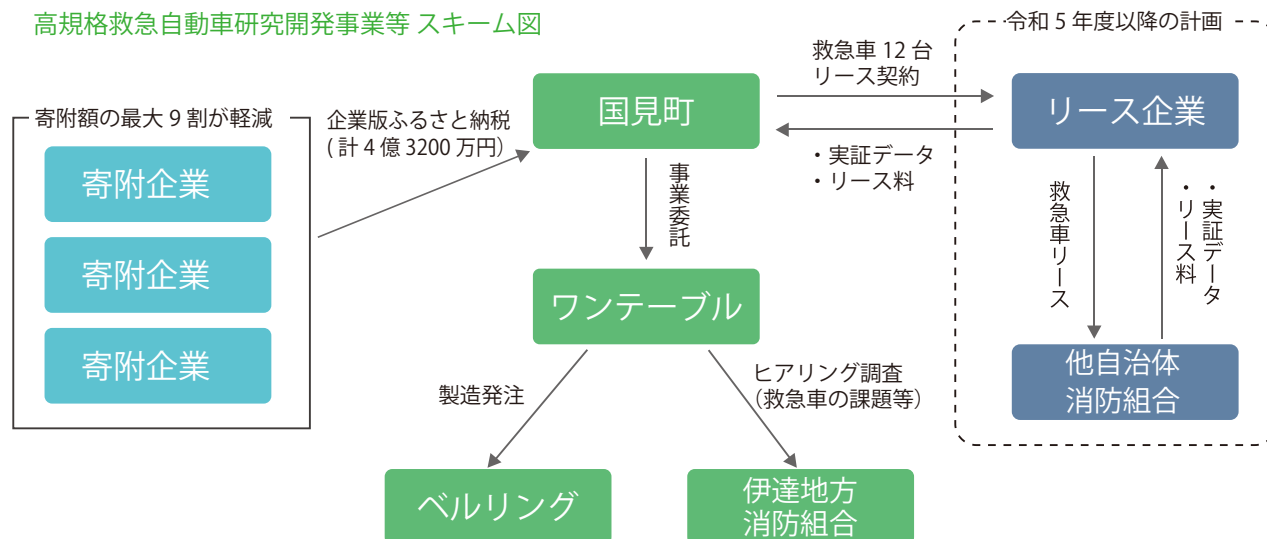
国見町はワンテール元社長を呼び、新聞報道の真偽を確認。これを認めたため、ワンテールとの「包括連携協定」、「国見町官民共創コンソーシアム業務委託」、「国見町地域力創造アドバイザー業務委託」について、合意解約し、契約金を支払わないこととした。

国見町は、国見町議会の全員協議会で、ワンテールとの協定、業務委託を合意解約すること、また、完成に近い高規格救急自動車は町が取得し、必要とする消防本部、病院等へ譲与することを説明、町議会の了承を得る。

令和5年 4月

国見町議会は、高規格救急自動車12台を国見町が取得するという議案を可決。令和6年4月19日までに、12台全て救急自動車を必要とする消防本部や病院等へ引き渡された。

高規格救急自動車研究開発事業等 スキーム図



高規格救急研究開発事業の再発防止策について

(町が設置) 国見町事務執行適正化第三者委員会 (以下、「第三者委員会」)

(議会が設置) 高規格救急自動車研究開発事業事務調査特別委員会 (以下、「百条委員会」)



町へ提言

提言	第三者委員会	百条委員会
1	企業版ふるさと納税などの寄付金や補助金を使う場合には、事業評価や事業計画書を作成すること。	事業計画は企画立案時に関係部署間で共有すること。
2	町民への十分な説明を行うこと。	—
3	公募型プロポーザルについては、適正な期間、期限を設定すること。	事業の応募期間や期間は事業内容によって適切な期間確保に努めること。
4	寄付金や交付金などを財源とする場合は、適切に活用すること。	—
5	チームによる継続的な対応体制を整備すること。	—
6	最先端事業などについては、アドバイザーを適切に活用すること。	高度な知見や経験を必要とする事業については、完了までそれらを有する者、団体との連携協力を検討すること。
7		アドバイザーやその資本関係にある事業者などは、提言した事業に参入が出来ないようにすること。
8	情報管理体制を整備すること。	情報セキュリティ対策要綱など、各規程の順守を徹底すること。
9		決算が認定されるまで、情報を保管するよう、関係例規の改正をすること。
10		各種データやメールを保管するサーバーの容量を適正にすること。
11	担当課・関連する課による適正な監視体制を整備すること。	—
12	—	委託業務の業者選定は、その業務内容に即した選定方式を採用すること。
13	—	すべての職員は、法令や条例規則などの遵守のための研修を計画的に実施すること。

提言を受けての国見町の対応（案）

提言 1

（第三者委員会の提言）

企業版ふるさと納税などの寄付金や補助金を使う場合には、事業評価や事業計画を作ること。

（百条委員会の提言）

事業計画は企画立案時に関係部署間で共有すること。

対策 1

立案時に事業計画を策定し、事業計画と評価の議論を行います。

- ・事業計画の提案→政策調整会議→庁議→プロジェクト別委員会での協議を徹底し、政策決定までのプロセスを明確にします。
- ・総合計画審議会においてその施策の効果検証を行い、事業の評価と実効性を担保します。

提言 2

（第三者委員会の提言）

町民への十分な説明を行うこと。

対策 2

重要な事業は、議会への説明、有識者による意見の聴取、広報や住民説明会の開催など、町民の意見を反映できる体制を構築します。

提言 3

（第三者委員会の提言）

公募型プロポーザルについては、適正な期間、期限を設定すること。

（百条委員会の提言）

事業の応募期間や期間は事業内容によって適切な期間確保に努めること。

対策 3

法律や条例がある場合を除き、十分な期間を担保します。

- ・一般競争入札、指名競争入札、随意契約の厳格な運用を進めるとともに、金額等に応じた入札応答期間、契約期間を確保できるようマニュアルを策定し、遵守を徹底します。
- ・関係例規を見直し、公募型プロポーザルの手続きについて明確にします。

提言4

(第三者委員会の提言)

寄付金や交付金などを財源とする場合は、適切に活用すること。

対策4

寄付金などの財源でも厳しく吟味し、必要に応じて単年度にこだわらず、複数年度にわたって事業を実施することも考慮します。

提言5

(第三者委員会の提言)

チームによる継続的な対応体制を整備すること。

対策5

政策別（プロジェクト別）委員会を機能化します。また、継続的な対応ができるよう、人事異動も配慮します。

提言6

(第三者委員会の提言)

最先端事業などについては、アドバイザーを適切に活用すること。

(百条委員会の提言)

高度な知見や経験を必要とする事業については、事業の完了までそれらを有する者や団体との連携協力を検討すること。

対策6

高度な知見や経験を有する事業の際は、アドバイザーを活用したり、必要に応じて専門の事業者や団体への委託を検討します。

提言7

(第三者委員会の提言)

最先端事業などについては、アドバイザーを適切に活用すること。

(百条委員会の提言)

アドバイザーやその資本関係にある事業者などは、事業に参入が出来ないようにすること。

対策7

事業から除外をすることも検討します。

- ・アドバイザーの立場で委託した専門業者や団体等については関連する事業の入札参加ができないよう契約約款に明記するとともに、唯一無二の技術など、町にとって明らかに有益な場合については、有識者や町民に意見を聴くなど、公正公平性に最大限配慮します。

提言8

(第三者委員会の提言)

情報管理体制を整備すること。

(百条委員会の提言)

情報セキュリティ対策要綱など、各規程の順守を徹底すること。

対策8

SNSの利用や、私用端末の公務使用などの利用について、取扱いを明確にします。

提言9

(百条委員会の提言)

決算が認定されるまで、情報を保管するよう、関係例規の改正をすること。

対策9

公文書の定義と厳格な運用を改めて確認し、職員の研修を徹底します。

提言 10

(百条委員会の提言)

各種データやメールを保管するサーバーの容量を適正にすること。

対策10

文書管理、情報資産管理を徹底します。また、メールなどのサーバー容量には限界があるため、補足するシステムの導入を進めます。

提言 11

(第三者委員会の提言)

担当課・関連する課による適正な監視体制を整備すること。

対策11

町の政策の意思決定については、庁議、政策別(プロジェクト別)委員会を機能させるよう徹底します。

提言 12

(百条委員会の提言)

委託業務の業者選定は、その業務内容に即した選定方式を採用すること。

対策12

それぞれの選定方式のメリット、デメリットを認識し、適切な方法をとることができるよう、ガイドラインを作成し、徹底します。

提言 13

(百条委員会の提言)

すべての職員は、法令や条例規則などの遵守のための研修を計画的に実施すること。

対策13

特別職を含む全職員に対し、法務、財務、コンプライアンス(法令遵守)など、必要な町独自の研修を年次計画により実施します。

対策1～13を実行するための助言、進捗管理、検証のため
有識者による委員会を組織します。

名称 : (仮称)国見町事務執行適正化検証委員会

委員の構成 : 弁護士・公認会計士・学識経験者(大学教授等)
計3人

設置期間 : 令和6年12月～提言に対する対策が十分に効果を
あげていると認められる時期まで(概ね3年間)